2020.4.9

会員各位

平素より毎々格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき対策が示されておりますが、 去る4月7日に緊急経済対策とともに、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県の7都道府県に緊急事態宣言が発令され、愛知県も追加されようとしているところです。

これに伴い、保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いに関する FAQ が改定されています。

主に緊急事態宣言が発出されたことを受け、都道府県知事から施設管理者等に保育所等の使用の制限等が要請された場合、保護者の利用者負担額が日割り計算の対象となることが追記されたこと、また、保育料の利用者負担額の日割り計算も今回のコロナウイルスにおける登園自粛要請等で、「一月あたり5日を超えて」の制限が削除されております。

## 内閣府HP

「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/shisetsu/200407-faq.pdf

またコロナ関連の情報が日々更新されておりますが、情報過多となっており、相談をいただくこともあります。

そのため、当事務局が独自に、感染症予防・発生時の対応などの対保護者・職員・行政への対応といった視点から各事業所の皆様が把握・検討しておくことのポイント等を添付のPDFにまとめさせていただきました。

今後の自園の対応の参考となれば幸いに存じます。

新型コロナウイルスの感染が日本国内においても拡大しておりますが、 皆様のご健康とともに、一日も早い事態終息をお祈りいたします。

## 〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-15-1 ラ・トゥール新宿 707

TEL 03-6279-0331 (代表) FAX 03-5909-3220

URL https://childcaresupport.net/

mail supportdesk@fukushi-hyouka.net